

○厚生労働省令第七十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇二百五十五 (略)</p> <p>二百五十六 (略)</p> <p>二百五十七 二―メトキシ―N―(一―フェネチルピペリジン―四―イル)―N―フェニルアセトアミド及びその塩類</p> <p>二百五十八 (略)</p> <p>二百五十九〇二百六十七 (略)</p> <p>二百六十八 (略)</p> <p>二百六十九 二―「(四―ヨード―二・五―ジメトキシフェネチルアミノ)メチル」フェノール及びその塩類</p> <p>二百七十 (略)</p> <p>二百七十一〇二百七十七 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇二百五十五 (略)</p> <p>二百五十六 二―(二―メトキシフェニル)―一―「(二―メチルピペリジン―二―イル)メチル」―一H―インドール―三―イル」エタノン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>二百五十七 三―「二―(二―メトキシベンジルアミノ)エチル」キナゾリン―二・四(二H・三H)―ジオン及びその塩類</p> <p>二百五十八〇二百六十六 (略)</p> <p>二百六十七 二―(四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル)―N―(三・四―メチレンジオキシベンジル)エタンアミン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>二百六十八 (二―ヨード―五―ニトロフェニル)―(二―「(二―メチルピペリジン―二―イル)メチル」―一H―インドール―三―イル)メタノン及びその塩類</p> <p>二百六十九〇二百七十五 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。